

第4回軽米町議会臨時会

平成元年10月30日(水)

午前10時01分 開 会

議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて

日程第4 議案第2号 令和元年度軽米町一般会計補正予算(第4号)

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課	長	吉岡	靖	君
総務課	総務担当課	長	小笠原	達夫	君
産業振興課	総括課	長	小林	浩	君
産業振興課	農政企画担当課	長	長瀬	設男	君
地域整備課	総括課	長	戸田沢	光彦	君
地域整備課	環境整備担当課	長	江刺家	雅弘	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任	川島	幸徳	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第4回軽米町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から議案2件の提出がありました。印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

10月28日午前9時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、本会議場において審議、採決する旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において大村税君、本田秀一君の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて、総務課総括課長 吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額及び和解に関し議決を求めるものであります。

議案第1号の内容でございますが、和解及び損害賠償の相手方は議案書に記載のとおりでございます。損害賠償の額は、13万7,560円であります。和解の内容は、損害賠償の額を前述の金額とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないとするものであります。

損害賠償の原因は、令和元年10月9日午前中、役場駐車場において、相手方が所有する駐車中の自動車に、強風により枯れ枝が落下し自動車のドアミラーに損害を与えたものであります。

議案第1号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてに対しての質疑を行います。

質疑は自席で、答弁は答弁席にてお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第4、議案第2号 令和元年度軽米町一般会計補正予算(第

4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第2号 令和元年度軽米町一般会計補正予算(第4号)について、総務課総括課長、吉岡靖君。

[総務課総括課長 吉岡 靖君登壇]

○総務課総括課長(吉岡 靖君) 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号は、令和元年度軽米町一般会計補正予算(第4号)でございます。

内容でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,501万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、72億7,617万2,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。歳出予算の内容でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費の予算は、議案第1号でご説明申し上げました損害賠償にかかるもので、総合賠償保険給付金として13万8,000円を計上しております。第12款予備費、第1項予備費は、881万2,000円の当初予算でありましたが、落雷による防災行政無線の屋外拡声局の修繕に410万円程度が必要になるとともに、先般の台風19号対応にかかる経費等で210万円程度を要しており、現状では今後の災害等不測の事態に対応出来ない事態が生ずる恐れがあることから、500万円の補正をお願いするものであります。

また、第13款災害復旧費は、台風19号により発生した災害復旧のため、第1項農林水産業施設災害復旧費として588万円を、第2項公共土木施設災害復旧費として400万円を計上しております。

歳入につきまして、3ページをご覧ください。第21款諸収入、第4項雑入は、議案第1号でご説明申し上げました損害賠償にかかる総合賠償補償保険金として3万7,000円を計上し、第19款繰入金、第1項基金繰入金は、今回補正する歳入歳出額の差引額1,498万1,000円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

議案第2号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(松浦満雄君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩をします。

午前 10時10分 休憩

午前 11時05分 再開

○議長(松浦満雄君) 再開します。

これから、議案第2号 令和元年度軽米町一般会計補正予算(第4号)に対して

の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第2号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本臨時会の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって第4回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

（午前11時06分）